資料１

福島県災害時交通マネジメント検討会設立
第１回福島県災害時交通マネジメント検討会

日　時：令和 7 年 12 月 16 日（火）
15 時 30 分～
会　場：福島河川国道事務所 3 階大会議室

会　議　次　第

１．福島県災害時交通マネジメント検討会の設立について

２．第１回福島県災害時交通マネジメント検討会

１）開　　会

２）挨　　拶　　福島河川国道事務所長

３）議　　事

（１）今後の進め方等について

（２）その他

４．閉　　会

第１回福島県災害時交通マネジメント検討会　出席者

【委員】

分　野	所　　属	役　　職
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路計画第一課長
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路計画第二課長
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路管理課長
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 福島河川国道事務所	所長
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 郡山国道事務所	所長
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 磐城国道事務所	所長
道路管理者	福島県　土木部	道路管理課長
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	調査役
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	交通管理課長
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	交通技術課長
交通管理者	福島県警察本部　交通部	交通規制課長
公共交通機関	国土交通省　東北地方運輸局 福島運輸支局	主席運輸企画専門官
公共交通機関	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事
関係機関	公益社団法人 福島県トラック協会	専務理事
関係機関	公益財団法人　日本道路交通 情報センター　東京事務所	所長

【アドバイザー】（規約第５条２項）

分　野	所　　属	役　職
学識経験者	国立大学法人　福島大学	教授
学識経験者	日本大学　工学部	准教授
学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校	特命教授

福島県災害時交通マネジメント検討会
設立趣意

近年、激甚化・頻発化する地震や豪雨災害等により、交通ネットワークが甚大な被害を受けた場合、被災地域の復旧活動、日常生活、経済、産業活動、に大きな影響を及ぼす恐れがある。

福島県内においては、東日本大震災、令和元年東日本台風、福島県沖地震など交通ネットワークが甚大な被害を受ける災害が繰り返され、日常生活、経済、産業活動等に影響を及ぼす事態が生じており、その対応は喫緊の課題となっている。

このため、被災後速やかに交通情報の共有、渋滞緩和及び交通抑制の検討・調整を実施することにより、災害復旧活動の進捗を図るとともに、被災地の日常生活及び経済活動への影響を最小限に留めることが必要となっている。

これらに対応できるよう、日常的な協働体制を構築するための「福島県災害時交通マネジメント検討会」を設立するものである。

福島県災害時交通マネジメント検討会　規約

（名 称）

第１条　　本会は、「福島県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」）と称する。

（目 的）

第２条　　検討会は、災害、交通事故等により幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における緊急輸送の円滑化や幹線道路等の渋滞緩和を図るため、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な施策の検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　　検討会は、前条の目的達成のため、次事項について、検討、調整及び検証を行うことを目的とする。

１）交通マネジメント施策の検討
２）交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整
３）交通マネジメント施策の実施結果の検証
４）その他、必要な事項

（構 成）

第４条　　検討会は、別紙に掲げる者により構成する。

２　検討会は、必要に応じて、会長が召集する。
　なお、福島県から福島県地域防災計画に基づく開催の要請があった時は、検討会を招集するよう努めなければならない。

３　必要に応じ、市町村、公共交通事業者等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　　検討会には会長を置くものとする。

１）　会長は、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長をもって充てる。
２）　被災地域、被災規模に応じて、郡山国道事務所長又は磐城国道事務所長がその職務を代行することができる。
３）　会長は、検討会を統括し、会議の議長を務める。

２　検討会は、知識と知見をもとに助言を頂くため、学識経験者のアドバイザーを置くものとし、会長が委嘱する。

（事務局）

第６条　　検討会の事務局は、国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、同省同局福島河川国道事務所調査課、同省同局郡山国道事務所調査課、同省同局磐城国道事務所調査課及び福島県土木部道路管理課に置く。

（その他）

第７条　　この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、検討会の承認を得て定めるものとする。

（付 則）

１　この規約は、令和７年１２月１６日から施行する。

1．交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）

第2次交通政策基本計画（令和3年度～令和7年度）において、「災害時の道路交通マネジメントについて、全国各地で地域防災計画に位置付け、行政、学識経験者、交通事業者、経済団体からなる体制を事前に構築し、発災後には、災害時交通マネジメント検討会を直ちに開催し、案内誘導などの対策を速やかに実施する」ことが明記された。

交通政策基本法（平成25年法律第92号）

第1章　総則
第2章　交通に関する基本的施策
　第1節　交通政策基本計画
　第2節　国の施策
　第3節　地方公共団体の施策
附則

第1章　総則
（目的）
第1条　この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

第2条～第14条　（略）

第2章　交通に関する基本的施策
第1節　交通政策基本計画
第15条　政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条において「交通政策基本計画」という。）を定めなければならない。

交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）

第1章 我が国を取り巻く

第2章 交通が直面する「危機」と、それを乗り越える決意

第3章 今後の交通政策の基本的な方針、新たに取り組む政策

基本的方針C．災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

交通サービスは、国民の生命や暮らしを守り、社会・経済活動を維持するための基礎的なインフラであり、平時はもとより、災害や事故、パンデミックなど異常事態の発生時にこそ真価が問われる。このため、異常時において適切に機能を発揮できるよう、ハード・ソフトの両面より、平素から万全の構えを講じる。

あわせて、持続可能で安心・安全な旅客サービスを共有できるよう、人材確保策を含め、健全な事業体制の確保に努める。

また、地球温暖化対策に関する世界的関心が高まる中、2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、運輸部門における脱炭素化を加速させる。

【新たに取り組む政策】

＜自然災害への対応＞

○　激甚化・頻発化する自然災害に対し、安定的な輸送を確保するため、自然災害リスクの特定と対策、防災の基本方針の策定等、交通事業者の防災力向上及び事業継続の取組を促進・支援する「運輸防災マネジメント」を実施する。

○　災害時の道路交通マネジメントについて、全国各地で地域防災計画に位置付け、行政、学識経験者、交通事業者、経済団体からなる体制を事前に構築し、発災後には、災害時交通マネジメント検討会を直ちに開催し、案内誘導などの対策を速やかに実施する。

【参考】他地域での事例 ①平成30年7月豪雨災害（広島県）

広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会

■災害の概要（平成30年7月 豪雨災害）
- 梅雨前線の活発な活動が続き、7月6日に中国地方で初めて3県同時に大雨特別警報が発令。
- 土砂災害、浸水、河川の氾濫による甚大な被害が発生。

■検討会概要
- メンバー…学識経験者、経済団体、交通事業者、経済産業局、運輸局、地方整備局、警察、県、市、NEXCO、道路公社
- 検討会の開催回数…6回

■災害による道路被災状況・交通課題
- 土砂流出等に起因した災害により道路の通行止めが発生、高速道路では供用路線の約7割にあたる13路線約900km、直轄国道でも最大54箇所で通行止めとなり、各地で道路交通網が寸断。
- 特に広島市～呉市間においては、国道、並行する一般有料道路が通行止めとなり、JRも運行休止となり、広島市～呉市を結ぶ交通網が完全に寸断。
- 国道31号通行止め解除後は、交通が集中し、朝夕を中心に慢性的な大渋滞が発生、平常時は1時間程度で移動できるところを、最大3.5時間もの移動時間を要する事態に陥った。

■各種渋滞対策の実施
- ハード対策の実施（緊急交差点改良(右左折レーン設置・延伸 等)）
- ソフト対策の実施（広域迂回誘導）【図1】
- 公共交通との連携（バス・旅客船・フェリー増強、災害時BRT 等）
- 住民への情報提供（公共交通情報の提供、通行規制情報の提供 等）
- 広報活動（公共交通機関利用や広域迂回促進チラシの公表・周知 等）【図2】

■各機関保有データの分析
- 自動車交通量の分析（トラカン、モバトラ、CCTV、人手）
- 公共交通運行実績の分析（車載GPSデータ、公共交通利用者数 等）
- 旅行速度の分析（ETC2.0プローブ情報）

図1

■各種渋滞対策の実施　2．平成30年7月豪雨災害時の

【ソフト対策】広域迂回誘導の実施

- 山陽自動車道は速やかに特例を適用し、広島IC～高屋IC・JCTにおいて料金半額の措置を講じた。
- 加えて広域迂回経路を広く周知し、山陽自動車道・東広島呉自動車道経由の広域迂回ルートへの誘導を実施 (H30/7/17~)。

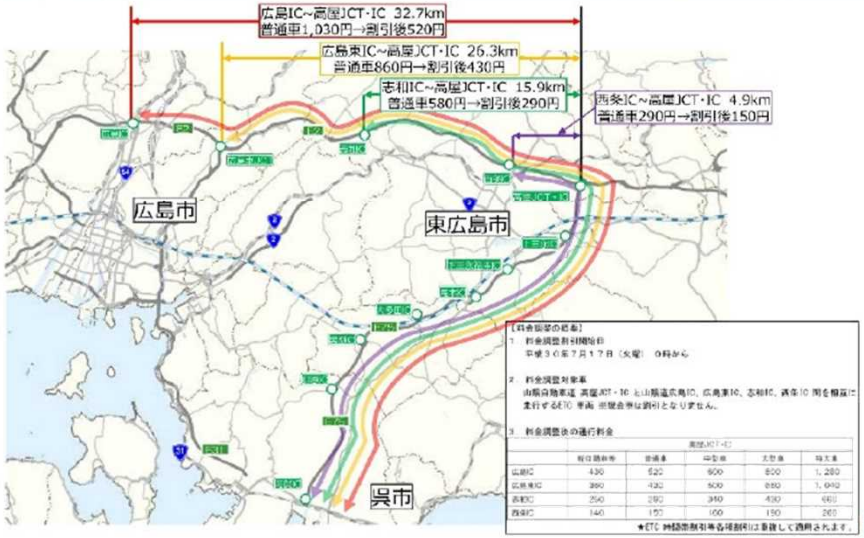


図2

■各種渋滞対策の実施　2．平成30年7月豪雨災害時の

【広報活動】公共交通機関の利用促進

- 災害時の国道31号の交通量抑制策として、公共交通への利用転換を促す広報チラシを作成。
- 関係者の協働のもと、ホームページ、SNSでの掲載、ラジオでの広報を実施(H30/7/21~)。

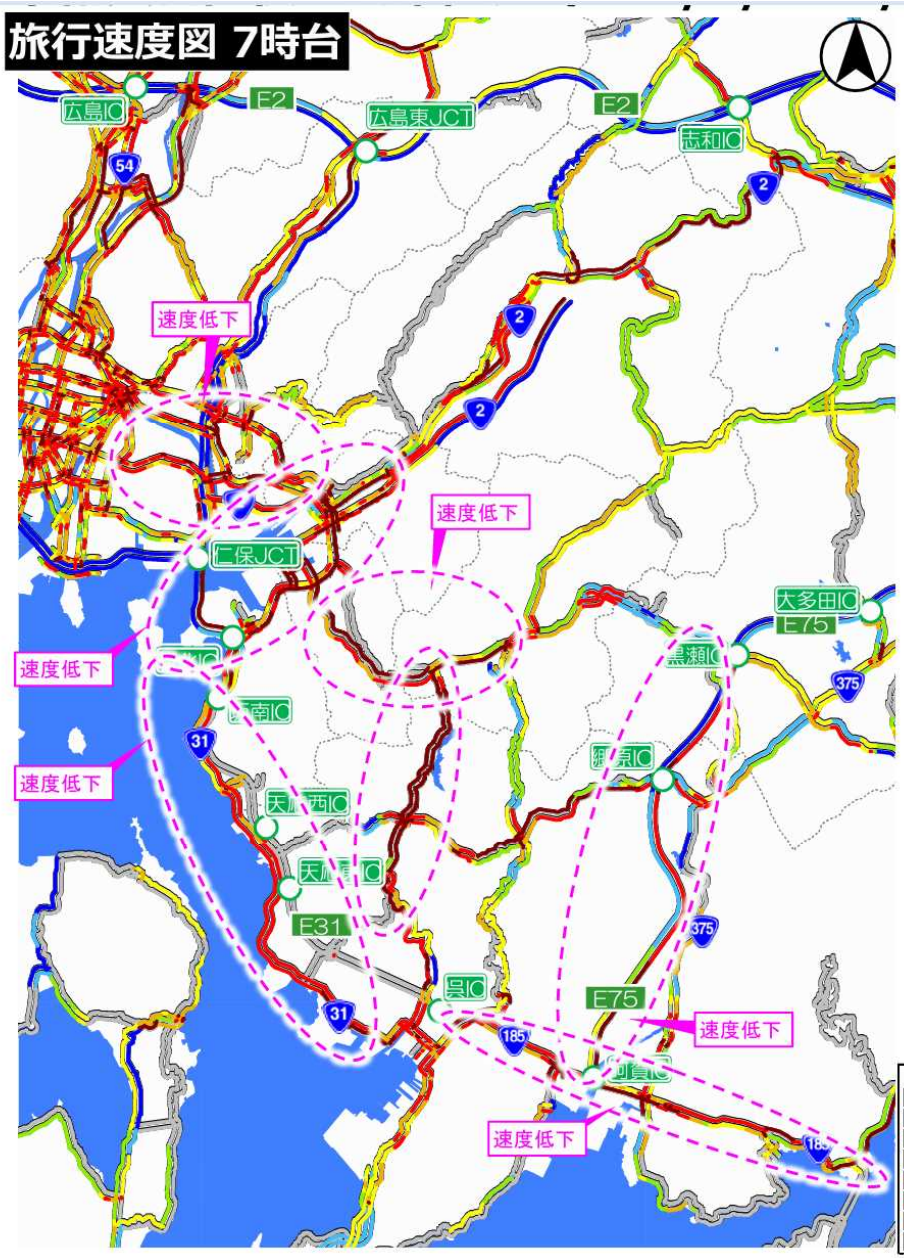
作成した広報チラシと主な広報状況



※出典：広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会資料

【参考】他地域での事例 ①平成30年7月豪雨災害（広島県）

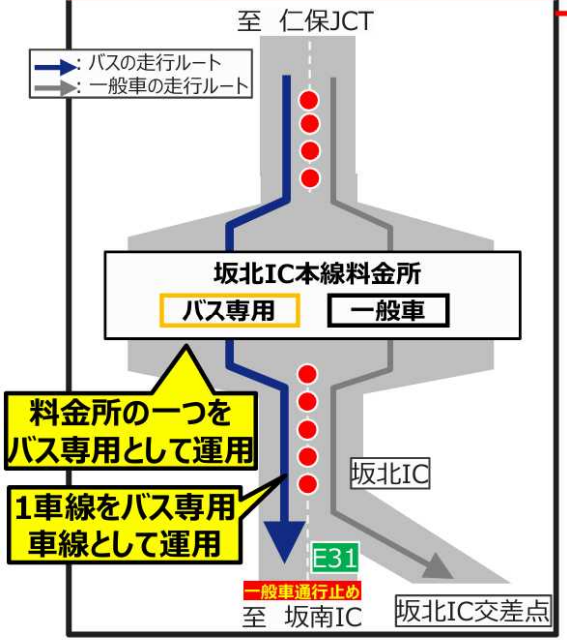
- 通行止めを解除した道路に交通が集中。広島市~呉市間では最大で3.5時間を超える大渋滞が発生。
- 住民の日常生活や沿線の経済活動等に大きな影響を及ぼす事態となったため、交通マネジメントを実施。


旅行速度図 7時台
広島IC
E2
広島東JCT
志和IC
速度低下
速度低下
速度低下

【参考】他地域での事例 ①平成30年7月豪雨災害（広島県）

- 広島呉道路の通行止め区間の一部（坂北IC～坂南IC、天応西IC～呉IC）を活用し、広島と呉を結ぶ臨時輸送バス等を通行可能とする運用をH30/7/17より開始。その後も、坂北ICの本線料金所にバス専用
- レーン設置（H30/7/26）、通勤バスへの対象拡大（H30/8/3）、国道31号の坂町区間（呉方面）にバス専用レーンを設置（H30/8/9）するなど、渋滞緩和と定時性確保に向けた取り組みを実施

坂北IC本線料金所　バス専用レーン



国道31号のバス専用レーン



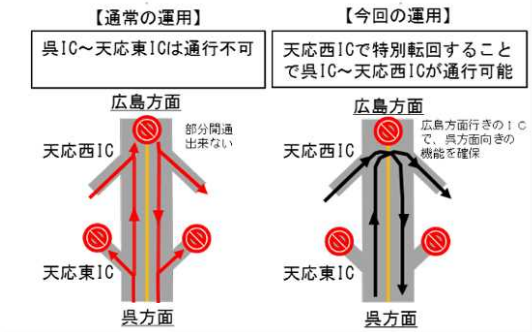


バスの走行ルート

	都市間バス等	通勤バス
H30.7.26～	午前中 呉方面のみ	
H30.7.17～	午前中 呉方面のみ	H30.8.37～ 午前中 呉方面のみ
	車両通行不可	
H30.7.17～	終日 双方向	H30.8.37～ 終日 双方向

広島呉道路　通行止め

坂南IC・天応西ICでの特別転回



＜広島呉道路の特別転回状況写真＞



通勤バスへの対象拡大

■通勤バスの条件

①代行バス等の運行時間と始業終業が間に合わない、バス停から勤務地が遠いなど、代行バス等の利用を推奨できない環境であること。
②企業側でマイクロバス(乗車定員11名以上)を含むバスを用意できること。
③企業側で乗降場の確保ができること。
④運行経路、運行時間帯、車両ナンバー等について事前に申請できること。

出典：広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会「中間とりまとめ」（R元年12月16日）

【参考】他地域での事例 ②令和4年福井豪雨

福井県災害時交通マネジメント検討会

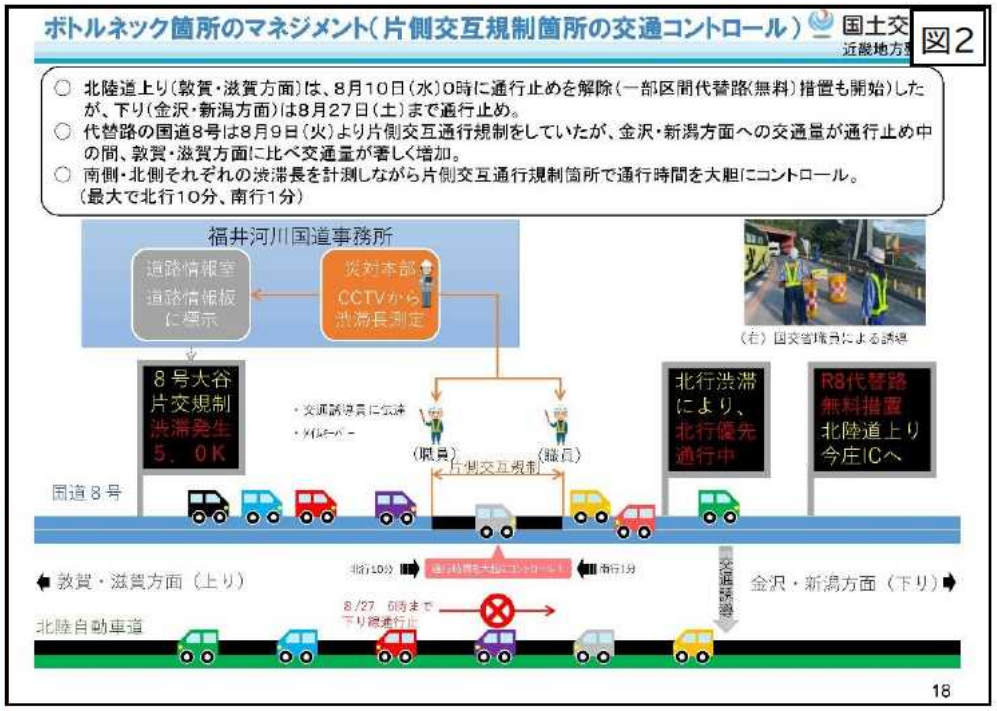
■災害の概要（令和4年8月4日～5日 豪雨災害）
- 福井県では、4日昼前には猛烈な雨が降り、線状降水帯が発生、5日明け方からは断続的に猛烈な雨が降り記録的な大雨を観測。

■検討会概要
- メンバー…学識経験者、バス協会、トラック協会、交通事業者、運輸局、地方整備局、警察、県、市町、NEXCO、道路公社、日本道路交通情報センター
- 検討会の開催回数…3回

■災害による道路被災状況・交通課題
- 土砂流出などが発生し、国道8号・北陸自動車道の通行止めの他、JR北陸線で運休、一部河川では氾濫等の被害が発生。

■主な取組
- SNSを活用した広報（広域迂回の呼びかけ、交通状況マップの公表、休憩施設の混雑状況）【図1】
- 渋滞対策（通行規制箇所 交通コントロール、災害時緊急バスの運行、代替路（無料）措置区間への誘導）【図2】
- ドライバーへの案内（道路情報板への表示、案内看板の設置、仮設トイレの設置・案内）【図3】
- 交通状況分析（交通量、ETC2.0）







※出典：福井県災害時交通マネジメント検討会資料

【参考】他地域での事例 ③能登半島地震

石川県災害時交通マネジメント会議

■災害の概要（令和6年1月1日 能登半島地震）
- 最大震度7の地震（令和6年能登半島地震）に伴い、石川県内ではのと里山海道や能越自動車道をはじめとした多くの道路で通行止め等の交通規制が発生。

■検討会概要
- メンバー…学識経験者、地方整備局、運輸局、県、警察、市町、バス協会、トラック協会、NEXCO、交通事業者、自衛隊、ボランティアセンター、タクシー協会
- 会議の開催回数…4回（※R6.9月時点）

■災害による道路被災状況・交通課題
- のと里山海道や能越自動車道、国道249号などの幹線道路をはじめとして多くの道路で通行止め等の交通規制が発生。能登里山海道、能越自動車道は全区間で対面通行可能になるまで約半年。
- 被災地へ流入する一般車両が一部の道路に集中することにより、各地で渋滞が発生し、支援物資運搬や復旧作業に支障。

■主な取組
- 出控え要請（記者発表、SNS発信）
- 「道路復旧見える化マップ」の公開【図1】
- 交通状況分析（交通量、プローブ通行実績、ETC2.0旅行速度、所要時間）【図2】
- 広報活動（通行規制情報、災害復旧関係車両向け案内マップ、公共交通情報）【図3】
- 臨時トイレの設置検討

図1



図2

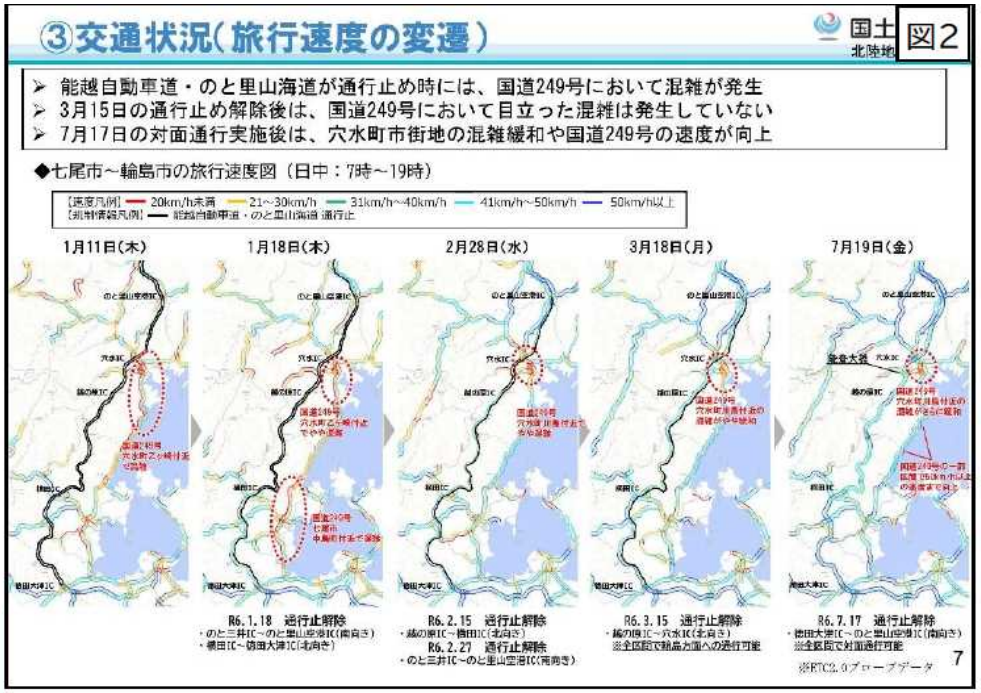
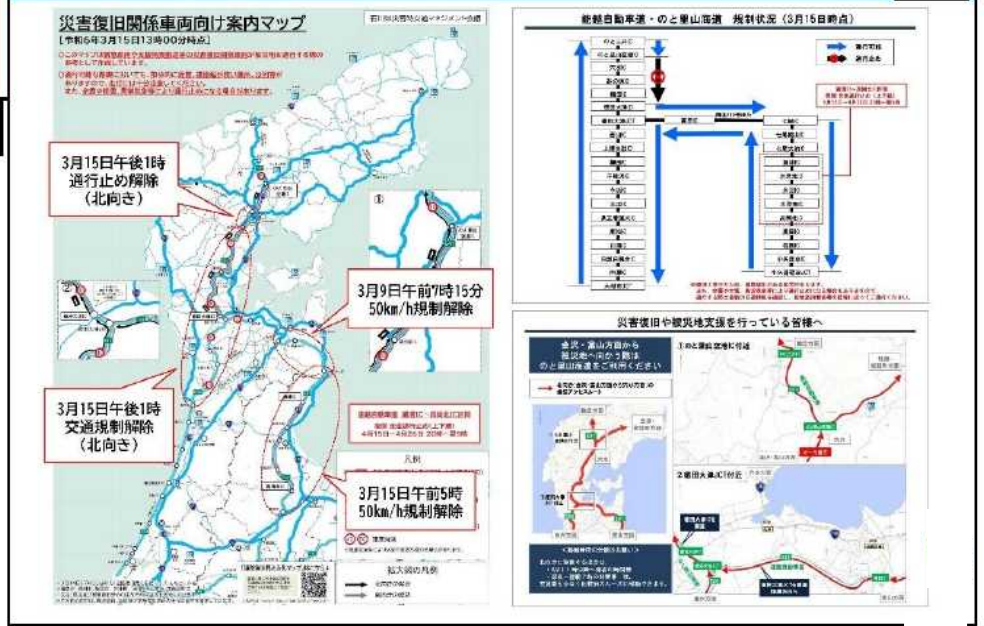


図3



※出典：石川県災害時交通マネジメント会議資料

1. 福島県災害時マネジメント検討会　今後の進め方（案）

資料3

- 検討会組織後、福島県地域防災計画への位置付けを福島県と調整。
- 平常時において、令和7年度は情報連絡網の構築を行うとともに、組織や目的などについて、自治体等関係機関へ周知。
- 令和8年度以降は定例会を開催し、災害時に備えた情報連絡網の構築や、他県での事例紹介、災害時の事前準備の検討などについて意見交換。

令和7年12月16日

福島県災害時交通マネジメント検討会を組織

福島県地域防災計画への位置付け
事前調整

【平時】

令和7年度～

検討会組織に伴う
災害時の事前準備
・情報連絡網の構築
・市町村や関係機関へ組織及び目的等を周知

福島県災害時交通
マネジメント検討会
定例会
・東北、他地整の事例共有
・災害時の事前準備の検討

【災害時】

令和7年度～

大規模災害など
・幹線道路が広域に被災
・長時間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合
・その他、被災による社会的な影響が大きいと想定される場合

検討会委員又は自治体からの要請を受け会長の判断によって開催
（規約第5条4）

福島県災害時交通
マネジメント検討会
本会議開催

【検討会設立後】

令和7年9月～3月

福島県地域防災計画の改定作業

令和8年3月

福島県地域防災計画へ位置付け
（改定）

2. 福島県災害時交通マネジメント検討会　平時の活動(案)

- 事前に情報連絡網を構築することによって、対応に追われる大規模災害発生時でも速やかに情報共有を図る。
  ※検討会委員のみならず、必要に応じて関係機関へ情報提供。
- 他県での事例紹介、災害時の事前準備の検討などについて意見交換。

情報連絡網の構築(案)

対応に追われる大規模災害発生時でも速やかに情報共有が行えるようにする。

【災害時交通マネジメント検討会】

会　長

道路管理者
東北地方整備局　関係部署(⇔国土交通省)
福島県　土木部　道路管理課
東日本高速道路(株)東北支社

交通管理者
福島県警察本部　交通部　交通規制課

公共交通機関
東北運輸局　福島運輸支局
福島県　バス協会

関係機関
福島県トラック協会
日本道路交通情報センター東京事務所

アドバイザー
学識経験者

【情報提供先】
関係市町村　自衛隊　福島地方気象台　関係交通事業者

平時の活動(案)

災害時に的確かつ速やかな対応が可能となるよう、平時の定例会では、次の内容を検討・調整する。

【意見交換内容(案)】

①他地域の事例紹介
- 福島県でも可能な内容の取り入れ検討

②災害が起きる前の事前準備検討
- 関係機関の連絡・協力体制の構築
  - ・検討会の委員及びアドバイザーに加え、福島県及び市町村災害対策部局、公共交通機関等との連絡・協力体制の構築
  - ・福島県及び市町村災害対策部局、公共交通機関等への検討会の周知
  - ・連絡、協力体制の構築にあたっては、「顔の見える関係」を整えることを意識
- 道路網・公共交通機関の被災状況の迅速な把握
  - ・他地域での災害発生時における被災状況及び対応状況を踏まえ、より能動的に情報収集する手法の検討・共有
- 費用負担の明確化
  - ・交通マネジメント施策の実施に関する費用負担の考え方を検討

3.「福島県地域防災計画」位置付け（案）

福島県地域防災計画（一般災害対策編）

第3章　災害応急対策計画

第13節　災害警備活動及び交通規制措置

第2　交通規制措置

（3）交通マネジメント

ア　東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ　県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ　検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ　前項の調整結果が出された場合は、第6節に定める広報はこれによることを基本とする。

オ　検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

福島県地域防災計画への位置付け
事前調整

【検討会設立後】

令和7年9月～3月

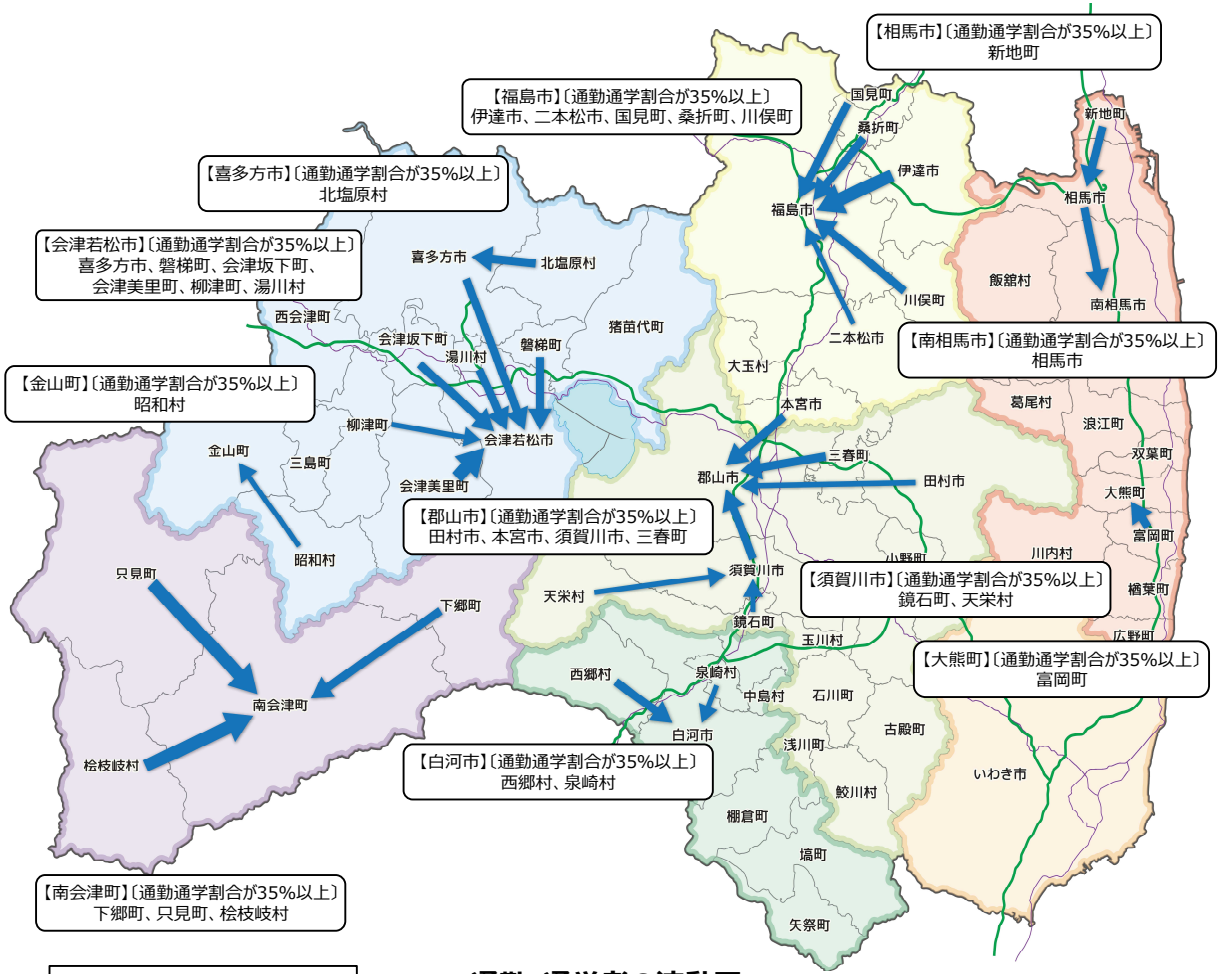
福島県地域防災計画の改定作業

令和8年3月

福島県地域防災計画へ位置付け
（改定）

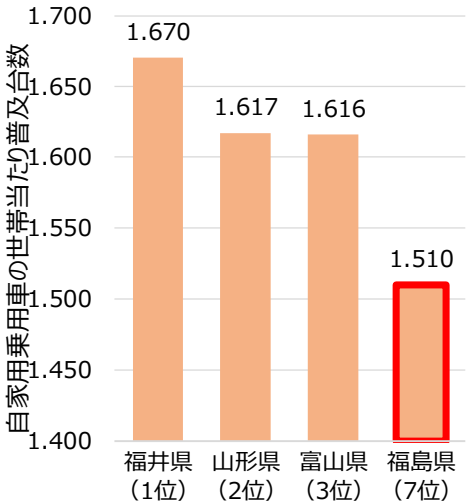
【参考】福島県の特徴　①自動車利用

- 福島県の一世帯当たりの自家用乗用車保有台数は全国第7位（全自動車保有台数は全国第6位）、自家用車による通勤・通学割合は全国第5位と、自動車交通への依存度が非常に高い状況。
- 県内における通勤・通学流動は、福島市・郡山市・会津若松市等、地方生活圏の中心都市に集中する傾向。

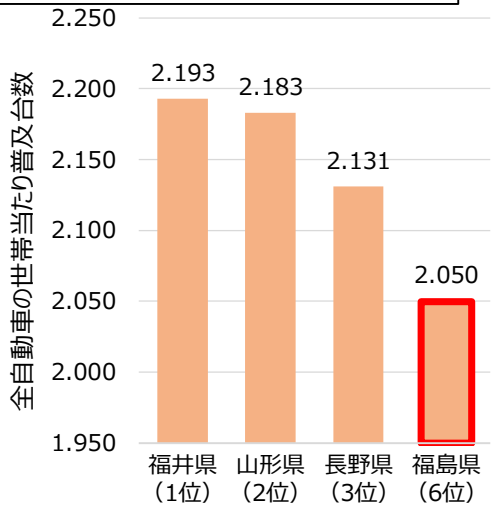


▲通勤・通学者の流動図

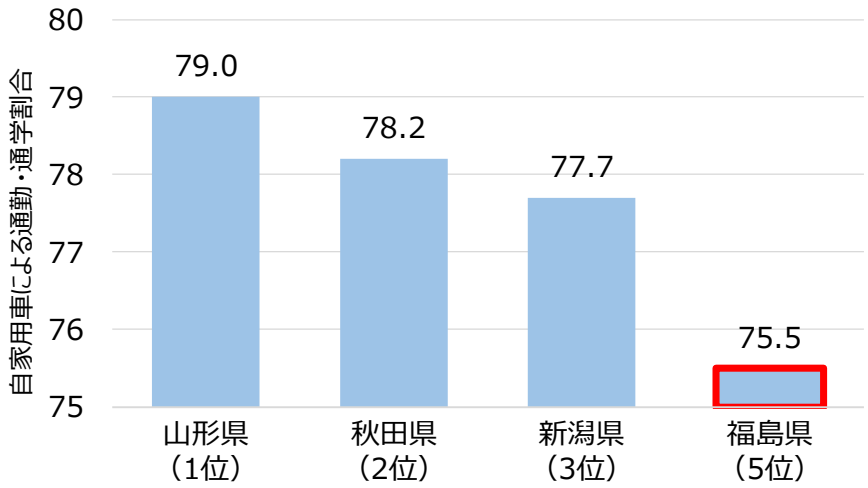
出典：R2国勢調査をもとに作成
（自市町村から各市町村への移動割合を図化）
※3 R2国勢調査 地方生活圏の全人口（県内7地域ごと）



▲県別 一世帯当たりの自家用乗用車保有台数（上位3位と福島県）



▲【参考】県別 一世帯当たりの全自動車保有台数（上位3位と福島県）

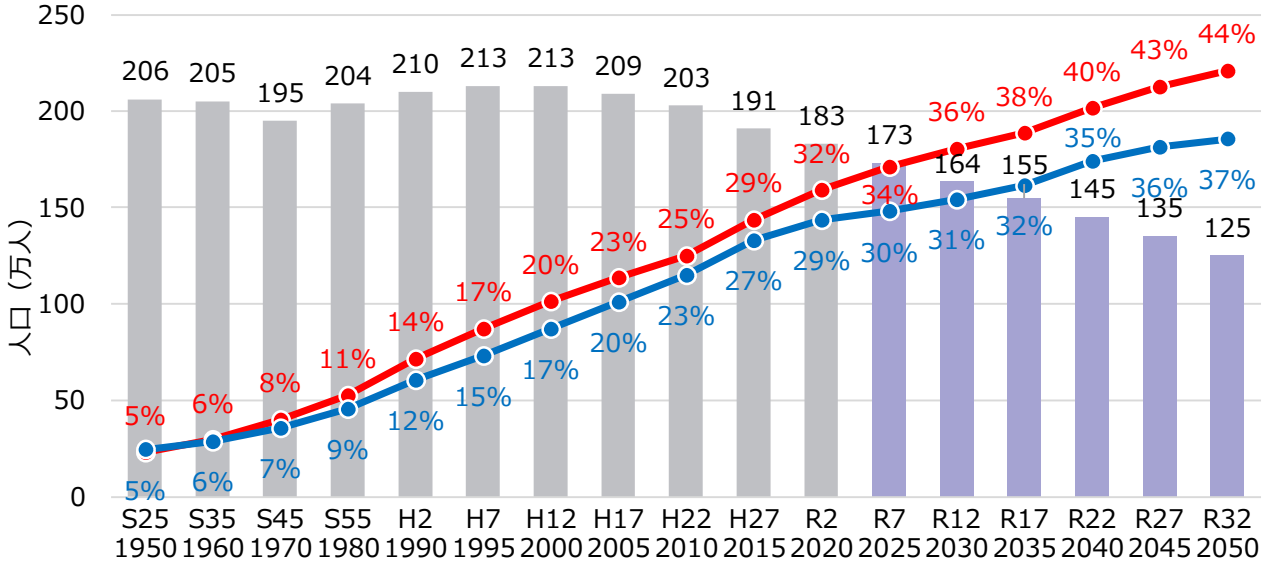


▲自家用車による通勤・通学割合（上位3位と福島県）

出典：R2国勢調査

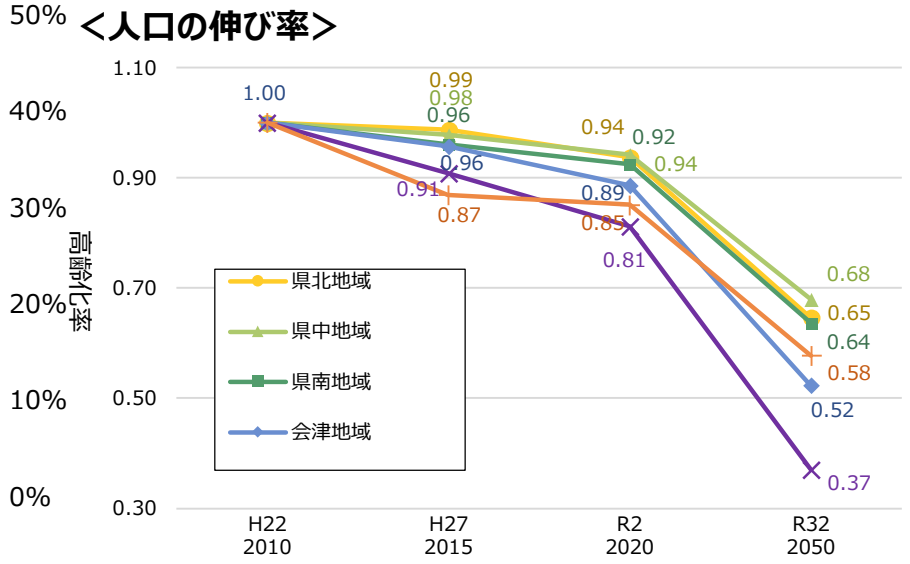
【参考】福島県の特徴　②人口動態

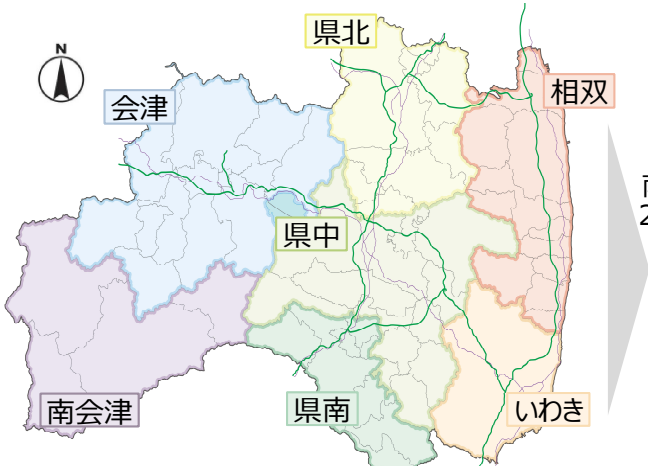
- 福島県の人口は平成12年をピークに減少傾向。令和7年以降も減少傾向が予想されている。
- 県北・県中・いわき地域に県人口の約7割が集中。
- 高齢化率は、全国平均を上回る形で進行。全地域で同様の高齢化率の推移であるが南会津地域が特に高い。

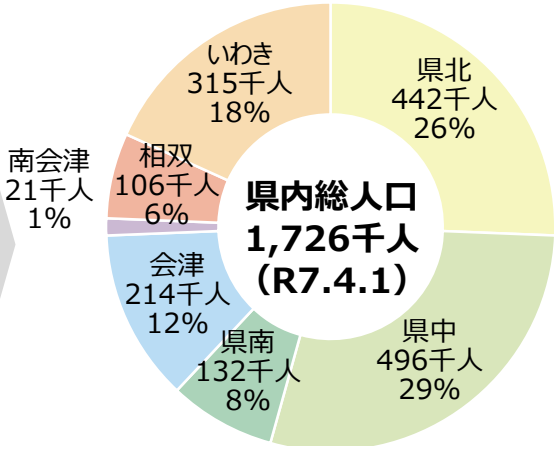


▲福島県の人口の推移と将来推計

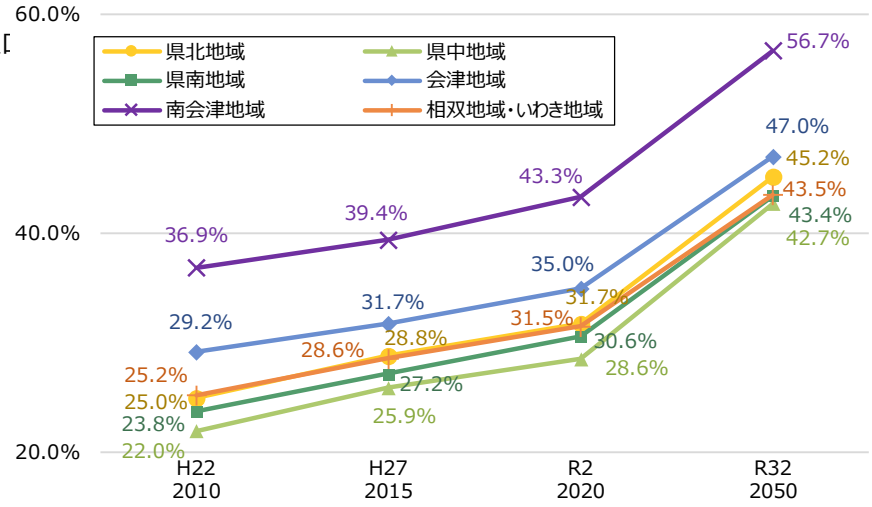
出典：2020年まで 総務省「国勢調査」を10月1日時点
2025年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」







▲県内人口の内訳　出典：福島県HP



出典：H22～R2 総務省「国勢調査」
R32 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【参考】福島県の特徴　③広域道路ネットワーク整備状況

- 浜通り、中通り、会津の南北3連携軸と北部、横断道、南部の東西方向3連携軸を形成
- 各連携軸の道路整備は概成しているが、会津軸では会津縦貫南道路などの整備が進められている。



主な都市
主な空港（2019年乗降客数（万人））
主な港湾（2019年コンテナ貨物取扱量（万TEU））（2019年クルーズ船寄港数（回））
広域的な防災機能強化を図る「道の駅」
●●駅 主な交通拠点
●●駅 新幹線

高規格道路	供用中	――
	事業中	■■■■
	調査中	○○○○
一般広域道路	供用中	――
	事業中	■■■■
	調査中	○○○○
構想路線		○○○○

【参考】福島県内における通行規制区間

■事前通行規制区間

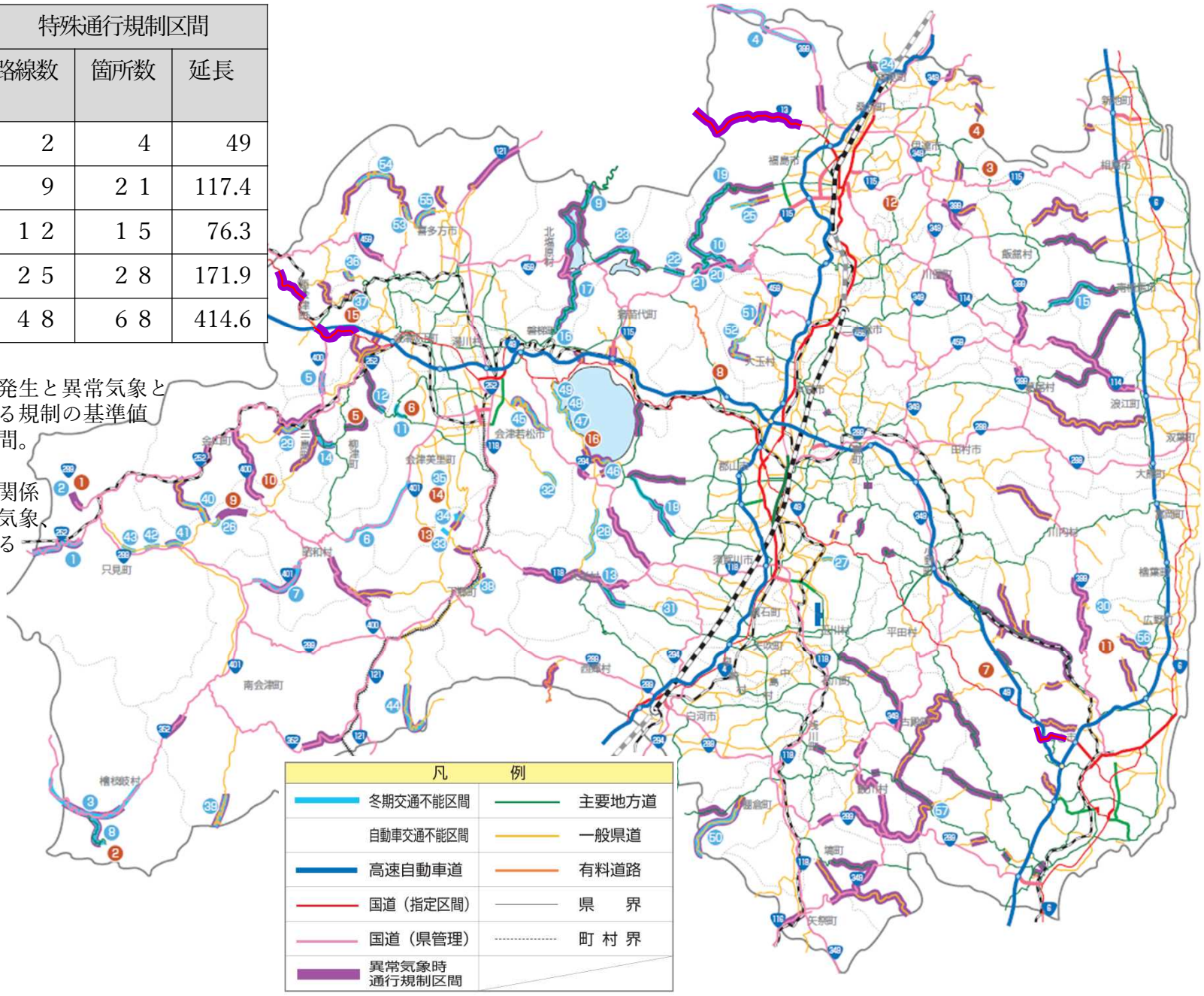
道路種別	異常気象時通行規制区間			特殊通行規制区間		
	路線数	箇所数	延長	路線数	箇所数	延長
直轄国道	2	4	38.2	2	4	49
補助国道	13	38	280.1	9	21	117.4
主要地方道	28	38	311.2	12	15	76.3
一般県道	46	56	335.5	25	28	171.9
計	89	136	965.0	48	68	414.6

○異常気象時通行規制区間
過去の記録による危険箇所の危険箇所の事故発生と異常気象との間に相関関係がある場合で、異常気象による規制の基準値を決めて、これにより事前規制を実施する区間。
○特殊通行規制区間
危険箇所の事故発生と異常気象との間に相関関係が見られない場合で、パトロール等により、気象、現地の状況等により判断して危険が予想される場合に事前規制を実施する区間（吹雪等）

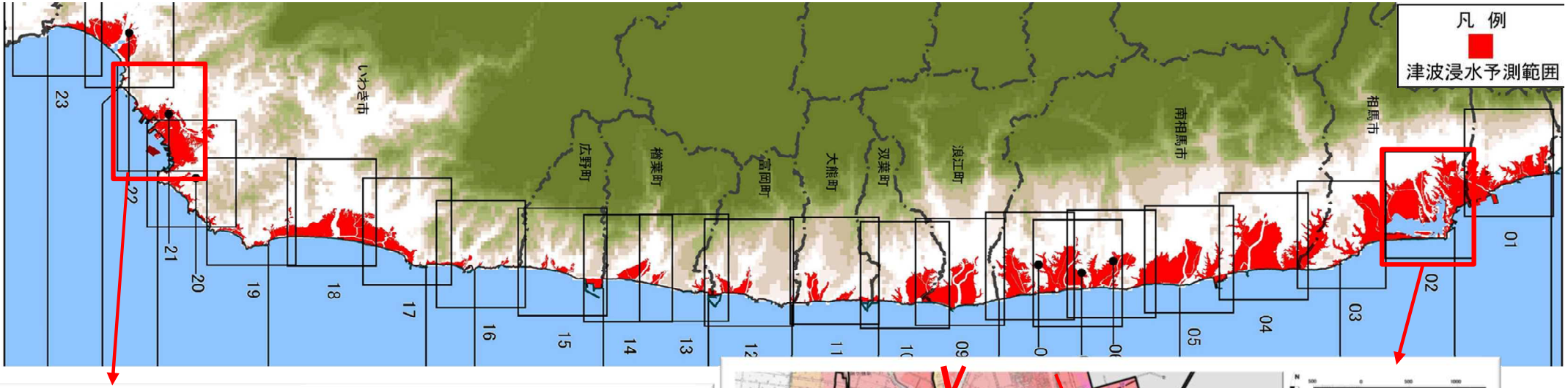
■冬期交通不能区間

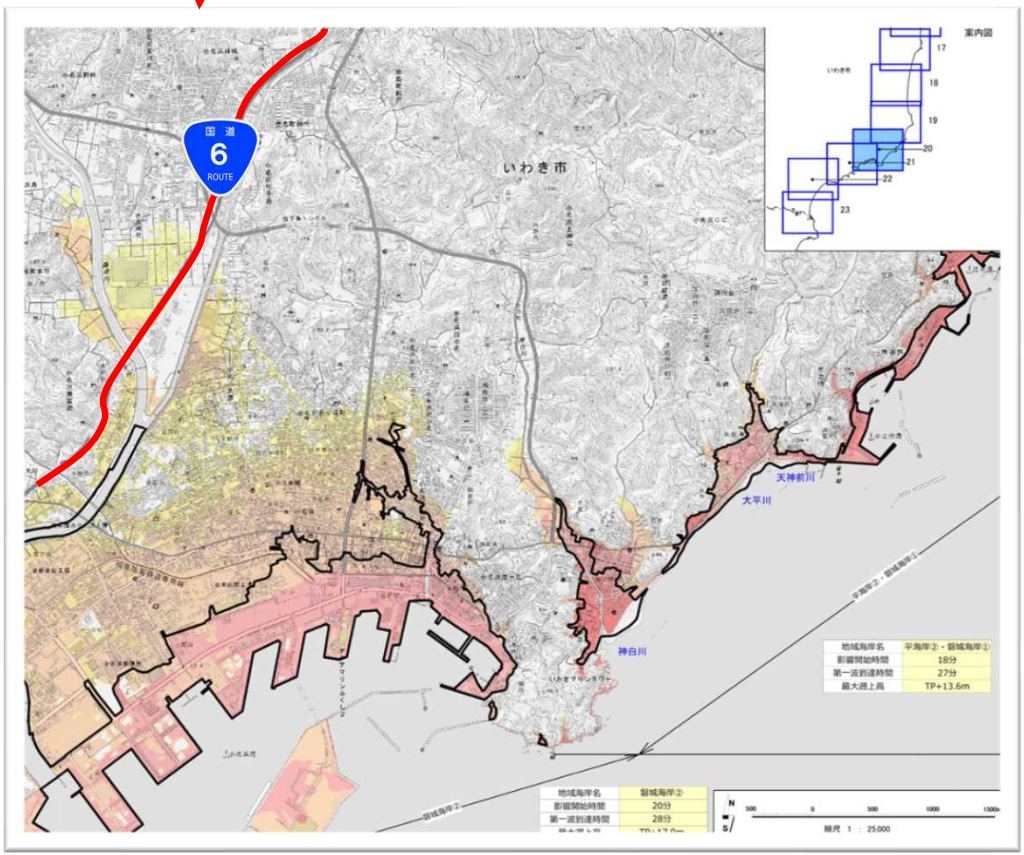
道路種別	路線数	箇所数	延長
直轄国道	0	0	0
補助国道	6	7	79.9
主要地方道	10	16	128.3
一般県道	25	34	165.0
計	41	57	373.2

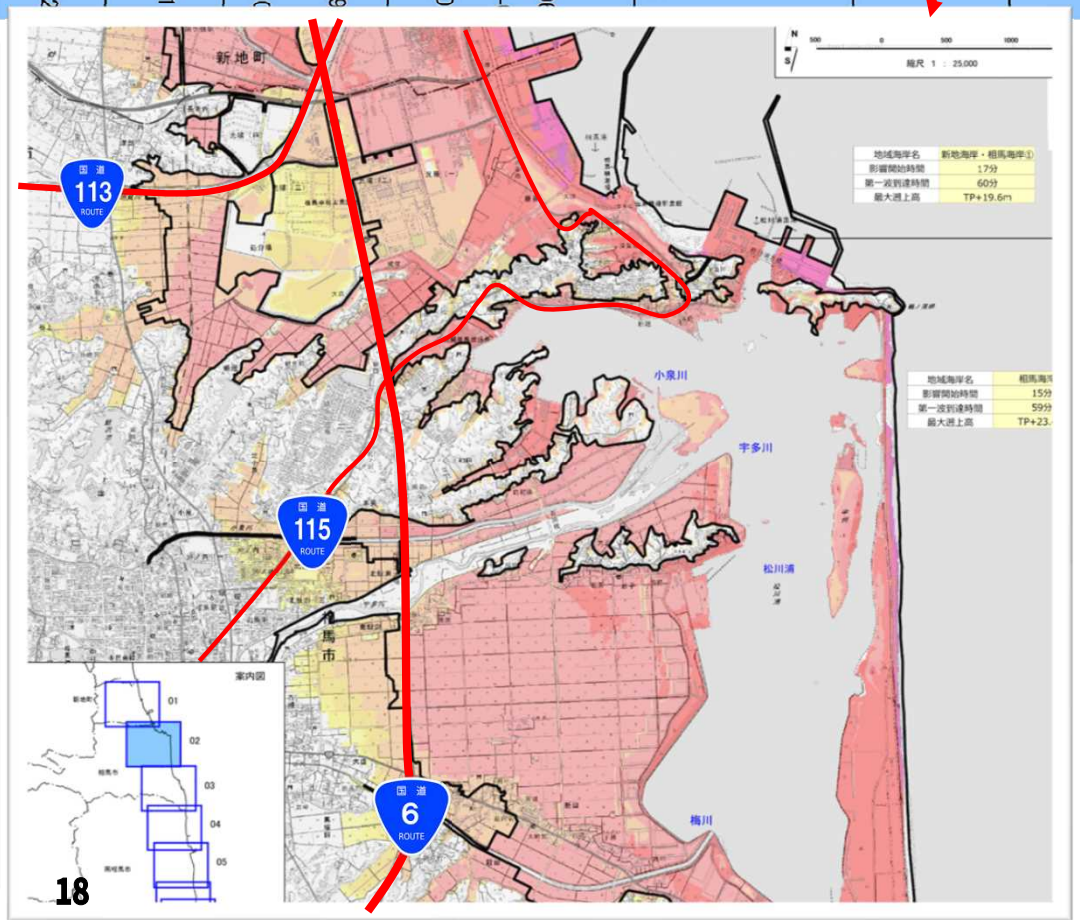
○冬期交通不能区間
冬期間積雪により交通不能となっている区間



【参考】津波浸水被害想定


凡 例
津波浸水予測範囲
いわき市
広野町
楢葉町
富岡町
大熊町
双葉町
浪江町
南相馬市
相馬市


国道 6 ROUTE
いわき市
案内図
天神前川
大平川
神白川


新地町
国道 113 ROUTE
国道 115 ROUTE
国道 6 ROUTE
小泉川
宇多川
松川浦
梅川
案内図